事 務 連 絡 令 和 4 年 12 月 28 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局検 疫 所 業 務 課

中国に寄港歴のある船舶の乗務員が上陸する場合の対応について

標記について、船舶の乗員への新型コロナウイルス感染症への検疫対応については、「船舶に対する検疫強化の考え方について(一部改正)」(令和4年10月7日付け事務連絡)等により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、中国本土における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、中国 (香港、マカオを除く。以下同じ。)に寄港歴がある船舶の乗組員への対応につ いて下記のとおりとするので、各検疫所におかれましては御対応方よろしくお 願いいたします。

記

- 1 中国へ寄港歴があり、7日以内に入港する船舶から乗組員が上陸(入国)する場合は、有効なワクチン接種証明書及び陰性証明書の所持に関わらず、上陸時に検査を実施すること。
- 2 検査方法については、船舶又は船舶代理店が用意した抗原検査キット(但し、 体外診断用医薬品又は第1類医薬品に限る。)の検査でも対応可能とする。
- 3 検査結果が陽性であった者については、従来の措置のとおりの対応とし、ゲ ノム解析のために必要となる検体を採取すること。
- 4 隔離期間の終了後、仮検疫済証の交付を行うこと。
- 5 上記に基づく対応は、令和4年12月30日午前0時(日本時間)以降に入港 する船舶から適用すること。